



茨城県からのおしらせ

浄化槽関係業者*の皆様へ

*ハウスメーカー様・工事業者様向け

施主(浄化槽管理者)の方へ 周知をお願いします

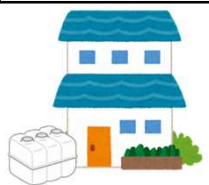
浄化槽は、微生物の働きでトイレ、台所、お風呂からの生活排水をきれいにし、生活環境の保全や公衆衛生の向上のために必要な設備です。家屋の所有者や賃借人などの浄化槽を管理している人は、浄化槽法で届出や維持管理が義務付けられています。

浄化槽の設置・施工に関わる皆様におかれましては、生活排水の適切な処理のために、浄化槽法に基づく①届出や②維持管理につきまして、**浄化槽管理者の方への周知をお願いいたします。**

①届出について

STEP 1 浄化槽設置の手続き

家の**新築**の時等



建築確認申請
※必要書類は裏面をご覧ください。

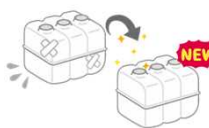


建築確認審査機関
(指定確認検査機関・特定行政庁)



依頼

くみ取り便所や単独浄化槽を
入れ替える時



設置届出書
※必要書類は裏面をご覧ください。



届出は、市町村の浄化槽担当課へ提出してください。

STEP 4 設置後の法定検査 (浄化槽法第7条)

使用開始後
3～8カ月の間に

浄化槽が正しく設置されているかどうかを調べます。
公益社団法人茨城県水質保全協会が検査を行います。



建売住宅を取得した際は、浄化槽の**管理者変更**が必要です。

※詳しくは裏面「よくある質問」Q3をご覧ください。

STEP 2 使用開始前の 保守点検



契約



使用開始前に
保守点検を受ける
茨城県に登録してある保守点検業者へ委託してください。

STEP 3 使用開始の 手続き

使用開始後、30日以内に
使用開始報告書を提出
市町村の浄化槽担当課へ提出してください。



②維持管理について

STEP 5 保守点検

浄化槽を正常に機能させるための
定期的なメンテナンス

茨城県に登録してある保守点検業者へ委託してください。
保守点検の記録を3年間保管してください。

STEP 6 清掃

浄化槽の汚泥を引き抜き、
機器を洗浄

市町村の許可を受けた業者へ委託してください。
清掃の記録を3年間保管してください。

STEP 7 法定検査 (浄化槽法第11条)

浄化槽が継続して正常に機能しているかどうかの総合的な
検査

設置後最初の法定検査を受けた後も、
毎年1回、検査が必要です。
公益社団法人茨城県水質保全協会が検査を行います。

毎年、定期的 to 実施しましょう

浄化槽を設置するときの必要書類

家の新築の時等（建築確認申請）		くみ取り槽や単独処理浄化槽を入れ替える時（浄化槽設置届）	
浄化槽明細書 	4部	浄化槽設置届 	4部
型式適合認定書の写し （建築基準法第68条の10第1項）	2部	型式適合認定書写し （建築基準法第68条の10第1項）	3部
環境保全に関する誓約書	2部	建物平面図（面積明示のこと）	3部
浄化槽法第7条検査手数料 払込み通知書の写し	3部	環境保全に関する誓約書	2部
<u>一括契約書の写し</u>	3部	浄化槽法第7条検査手数料 払込み通知書の写し	2部
		<u>一括契約書の写し</u>	2部
		（建築工事届を伴う場合はその写し）	1部

よくある質問

Q1 一括契約書は、建築確認申請（又は浄化槽設置届）の段階で添付しなければならないのですか。

A1 はい。浄化槽は、定期的な維持管理を適正に行っていくことでその機能が発揮されます。適正な維持管理をしっかりと確保するため、建築確認申請（又は浄化槽設置届）の段階で添付していただくことにしています。

Q2 なぜ一括契約でなければならないのですか。

A2 一括契約は、浄化槽管理者の維持管理の3つの義務である「保守点検」「清掃」「法定検査」をまとめて契約できます。業者間で連携し、浄化槽のトラブルにも適切に対応できますので、一括契約を活用してください。

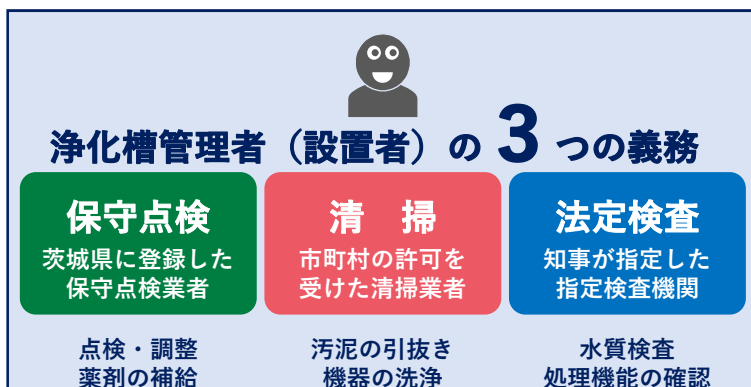
Q3 浄化槽が設置されている建売住宅や中古物件などを売却します。

A3 「浄化槽管理者変更報告書」の提出が必要です。新しい管理者が、その日から30日以内に「浄化槽管理者変更報告書」を市町村の浄化槽担当課に提出してください。なお、届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は罰則の対象になります。

3つの義務をまとめて契約！

「浄化槽一括契約システム」

※契約は保守点検業者または清掃業者へ申し込みしてください。



浄化槽管理者
（設置者）

※ご不明点は茨城県環境対策課、県央環境保全室または各県民センター環境・保安課、各市町村浄化槽担当課までお問い合わせください。

☎ 029-301-2966（茨城県環境対策課）